

四万十市は、子育て世帯の負担軽減、青少年の健全育成、スポーツ・文化活動の振興を目的に、市が保有するマイクロバスの貸出事業を開始します。

- ①対象団体 市内において活動する主に小学生を構成員としたスポーツ団体・文化団体（個人への貸し出しは不可）
- ②貸出対象事業 大会参加、合宿、練習試合等に参加する場合。飲食、娯楽、レジャー等を主たる目的とする場合は不可
- ③貸出条件
 - 運行可能地域 原則として四国内
 - 貸出可能日 土日祝日（年末年始を除く。）の内、総務課管理のマイクロバスが空いている日のみ。
 - 運転者 マイクロバスの運転に必要な免許を保有しており、使用予定日から起算して過去5年間に運転免許の取り消しの行政処分を受けていない者。
 - 運転者への報酬等の支払禁止（道路運送法）
申請団体は、運転者に対し、謝金、報酬、その他名目のいかなを問わず、運転の労務に対する対価を支払ってはならない。
 - 公務の優先 利用の許可を受けた申請についても、市が緊急かつ重要な用務に対する必要がある場合は、利用の許可を取り消す場合がある。
 - 最低利用人数 5人（運転者以外に1名以上の成人が同乗すること。）
 - 返却時注意事項 返却時、車内清掃、外部の著しい汚れの除去、燃料の満量給油を行うこと。（ほうき、ちりとり、モップ等は貸し出しを行う。）
- ④車両等の点検 運転者は、運転実施前及び実施後に車両の点検を実施すると共に、運転前にはアルコールチェック（チェック端末は市が貸与）を行い、その結果をマイクロバス自主点検表に記載して提出。
- ⑤費用負担 貸し出しは無償。ただし、使用期間中の燃料費、高速道路・有料道路料金及び駐車場使用料は、申請団体の負担。
- ⑥事故時の対応 マイクロバスの運行中、事故が発生した場合は、適切な処理を行うと共に、速やかに市に報告を行わなければならない。
- ⑦事故時の補償 申請団体への貸出期間中に事故が発生した場合、市は市が加入する賠償責任保険及び任意保険の範囲内においてのみ責任を負うものとし、その他の損害については、申請者及び運転手がその責任を負う。
- ⑧貸し出し車両 マイクロバス（運転手を除く乗車定員28人）
- ⑨予約方法
 - ・電話でバスの空き状況を確認し、空いていればその時点で予約完了
 - ・利用の2週間前までに利用申請書兼誓約書を市に提出。ただし、前回の利用と次回利用が当該期間よりも近接している場合はこの限りではなく、速やかに市に申請を行うこと。
 - ・同一団体は同時に複数の予約はできない。なお、運行日の翌日以降予約可能とする。
- ⑩鍵等の受け取り 利用者は市の指定する日に事前に鍵等（鍵、アルコールチェッカー、点検表）の受け取りを行う。
- ⑪利用後の返却 市の公用車車庫に返却を行い、鍵等は守衛に返却する。